

令和8年度 RPAソフトウェアライセンス調達及び運用
支援業務委託
に係る制限付一般競争入札説明書

令和8年8月19日

兵庫県後期高齢者医療広域連合

1 業務名

令和8年度 RPA ソフトウェアライセンス調達及び運用支援業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

3 業務概要

別紙仕様書のとおり

4 スケジュール

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 令和8年8月19日（水） | 仕様書、入札説明書及び参加申込書提示 |
| (2) 令和8年8月28日（金） | 参加申込書提出及び質問受付等締切 |
| (3) 令和8年9月3日（木） | 入札参加資格の決定及び質問最終回答 |
| (4) 令和8年9月10日（木） | 入札、開札及び受託者決定 |

5 業務の場所

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務室

6 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (3) 申込日において兵庫県、兵庫県内の市町又は各都道府県の後期高齢者医療広域連合のいずれかの競争入札参加資格者名簿に登録されていること又は申込日において契約期間開始日時点で競争入札参加資格者名簿への登録が承認されていること。
- (4) 入札参加資格申込書の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、兵庫県、兵庫県内の市町又は各都道府県の後期高齢者医療広域連合のいずれかから、指名停止を受けていないこと。
- (5) 業務期間開始日の前5年以内に、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする業務に関する契約を締結し、当該契約を履行した実績があること。
- (6) プライバシーマーク等の情報セキュリティの関連認証を取得していること。

7 入札までの手続き

- (1) 入札参加申込の方法等

ア 入札参加申込書の配布及び参加申込期間

令和8年8月19日（水）から令和8年8月28日（金） 17時まで

イ 配布方法

兵庫県後期高齢者医療広域連合ホームページからダウンロード

<https://www.kouiki-hyogo.jp/nyusatsu/index.html>

※ 配布資料は、今回の入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。

ウ 入札参加申込

入札参加申込書に必要な事項を記載し、添付書類とともに以下のとおり電子メールで送付する。

① 電子メール件名：「**入札申込（令和８年度 RPA ソフトウェアライセンス調達及び運用支援業務委託）**」

② 送付書類

入札参加申込書

〔添付書類〕

- ・上記「６（３）」の競争入札参加資格者名簿に登録されていることが分かる書類（登録先 HP の該当箇所の写し等）
- ・上記「６（５）」の業務実績が分かる書類（契約の種類及び規模が分かる契約書の写し等）
- ・上記「６（６）」が証明できる書類の写し等

③ 電子メール送信先：jimukyoku@kouiki-hyogo.jp

エ その他

入札参加申込書等の配布書類をホームページからダウンロードできない者及び電子メール以外で入札参加申込みを行おうとする者は、上記（１）アの期間内に当広域連合の指示を仰ぐこと。

（以下の手続きについて同じ。）

（２）入札参加資格の決定

ア 入札参加資格の審査結果は、令和８年９月３日（木）に電子メールで通知する。

イ 承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

ウ 入札参加資格がある事業者には、審査結果と同時に入札書、委任状等の入札に必要な書類を添付する。

８ 質問及び回答

（１）質問等がある場合は、令和８年８月２８日（金）１７時まで、電子メールでのみ受け付ける。

（２）電子メールの件名は、「**入札質問（令和８年度 RPA ソフトウェアライセンス調達及び運用支援業務委託）**」と記載し、様式は任意とする。

（３）質問の回答は、令和８年９月３日（木）までに行う。

（４）電子メールの送信先は、「上記７ 入札までの手続き」と同じ。

９ 入札に関する事項

（１）入札及び開札を行う日時及び入札会場

ア 日 時：令和８年９月１０日（木） １０時００分から

イ 場 所：神戸市中央区三宮町１丁目９番１-1201 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合 会議室

ウ 提出方法：持参

(2) 入札書

ア 入札書は、上記日時に会場に持参し、提出すること。

イ 入札書は、当広域連合が定める様式に従い記載し、押印すること。

(委任状なし：代表者（受任者）印、委任状あり：委任状と同じ印)

ウ 入札書は、ボールペン等の訂正できない筆記具で記入すること。

エ 入札書を入札事業者の封筒又は任意の封筒に入れ、かつ、その封皮に社名を記載し封かんすること。

オ 入札後に、その提出した入札書を変更又は撤回することはできない。

(3) 委任状

代理人により入札する場合は、委任状を会場に持参し、入札書と一緒に提出すること。

(4) 開 札

ア 入札締め切り後、入札会場で直ちに開札する。

イ 入札者（代表者（受任者）又はその代理人）は、開札に立ち会うものとする。

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格内の入札価格を提示した入札者であって、最低価格の入札者を契約の相手とする。

イ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者間で参加申し込み順にクジを実施し、落札者を決定する。

(6) 無効な入札

入札条件に違反した者又は入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

なお、次の各号のいずれかに該当する場合も、無効とする。

ア 必要事項の記載がない場合（押印漏れを含む。）

イ 入札金額を加除訂正した場合

ウ 価格又はその他の点に関し、公正な競争を不当に妨害したと認められる場合

エ 同一人が2つ以上の入札を行った場合

オ その他入札に関する条件に違反した場合

(7) 入札価格

入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

(8) 入札保証金

免除（兵庫県後期高齢者医療広域連合財務規則（以下「財務規則」という。）第 62 条第 1 項第 2 号）

（9）再入札

- ア 開札の結果、予定価格内の入札価格を提示した入札者がいないときは、直ちに出席している入札参加者に再度の入札をすることがある。
- イ 再入札の執行に当たって、1 回目の入札での最低入札金額以上の価格での入札は無効となる。このため、再入札書の金額は、この発表を聞いたうえで金額を記入すること。
- ウ 再入札となった場合、1 回目に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは、委任状を提出することで、代理人の印を使用して入札することができる。

（10）不調打ち切り

再入札を行わないとき、又は再入札を行ってもなお予定価格内の入札価格を提示した入札者がいないときは入札を打切る。この場合、交渉して契約することがある。

（11）入札辞退

入札を辞退する場合は、辞退届に押印の上、次の方法により提出すること。

- ア 提出期限 令和 8 年 9 月 9 日（水） 17 時まで
- イ 提出先 兵庫県後期高齢者医療広域連合総務課総務係
- ウ 提出方法 事前に電話又は電子メールにて連絡の上、持参、郵送又は押印文書の PDF データを電子メールに添付して送信のこと。

10 契約に関する事項等

（1）契約方法

総価契約

（2）支払方法

毎月払い

※ 検査合格後、適法な請求書を受理した日から 30 日（工事に係る委託料については、40 日）以内の日までに支払う。

（3）機械器具等の使用及び対価の有無

なし

（4）契約保証金

契約金額の 100 分の 10（当該契約に係る金額が 1,000 万円を超える場合は、1,000 万円までは 100 分の 10、1,000 万円を超える部分については 100 分の 7）以上の額。（財務規則第 80 条第 1 項）
ただし、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額することがある。（同条第 2 項）

(5) 契約約款の使用

本業務の契約は、業務委託契約と物品賃貸借契約の性質を併せ持つ複合契約として取り扱うものとする。

本業務の契約においては、業務委託に係る事項（「仕様書3 調達内容（2）調達の概要 ②に定めるリモートサポートデスク・現地サポートの提供、③に定める研修の実施および付随支援の提供」を含む。）について「兵庫県後期高齢者医療広域連合委託契約約款」を基本として適用するものとする。

ただし、RPA ソフトウェアライセンスの賃貸借に係る事項（「仕様書3 調達内容（2）調達の概要 ①に定める RPA ソフトウェアライセンスの提供」を含む。）については、「兵庫県後期高齢者医療広域連合物品賃貸借契約約款」の該当規定を準用するものとし、具体的には次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める条項の規定を適用するものとする。

(1) 目的物の引渡しおよび検査に関する事項

兵庫県後期高齢者医療広域連合物品賃貸借契約約款第4条の規定による

(2) 目的物の補修、保守および使用状態の維持に関する事項

兵庫県後期高齢者医療広域連合物品賃貸借契約約款第8条の規定による

(3) 目的物の滅失、毀損等に係る危険負担に関する事項

兵庫県後期高齢者医療広域連合物品賃貸借契約約款第10条の規定による

(4) 契約期間終了後の目的物の引取りおよび原状回復に関する事項

兵庫県後期高齢者医療広域連合物品賃貸借契約約款第12条の規定による

(5) その他、物品の賃貸借の性質に基づき適用が必要となる事項

兵庫県後期高齢者医療広域連合物品賃貸借契約約款の該当条項の規定による

なお、委託契約約款および物品賃貸借契約約款の規定に重複又は抵触が生じた場合は、業務委託に関する事項については委託契約約款の規定を優先し、物品の賃貸借に関する事項については本項により適用する物品賃貸借契約約款の規定を優先するものとする。

このため、当広域連合ホームページより上記約款をダウンロードし、内容を熟読の上、入札に参加すること。

なお、上記約款に加除する条項は以下のとおりである。

ア 適用を除外する条項 なし

イ 付加する条項 なし

(6) 担保期間（約款第13条関係）

当広域連合がその不適合を知った日から起算して1年以内とする。